

<別紙>

老人保健施設 西濃

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ・施設名 | 老人保健施設 西濃 |
| ・開設年月日 | 平成5年3月1日 |
| ・所在地 | 岐阜県大垣市藤江町6丁目3番地の1 |
| ・電話番号 | 0584-78-6050 ・ファックス番号 0584-78-6160 |
| ・管理者名 | 佐々 寛己 |
| ・介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (2152180010 号) |

(2) 施設内事業の目的

老人保健施設西濃 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション(以下、「事業所」という。)は、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し介護保険法令の趣旨に従って、事業サービスの提供に関する計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを事業の目的とします。

(3) 事業所の運営方針

- ① 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに係る計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ③ 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- ④ 介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ⑤ 明るく家庭的雰囲気重視し利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑥ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家庭に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑦ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービス提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- ⑧ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(4) 施設の職員体制

別添「老人保健施設西濃の職員体制」をご参照ください。

(5) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は以下の通りです。なお、利用者のご希望に応じて別途対応することも検討いたします。

1. 営業日 毎週火曜日

※ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までは除く。

2. 営業時間 午後1時から午後5時まで

(6) 通常の事業の実施地域

原則大垣市とします。

※但し、通常の実施地域を越えて訪問を行う場合は、別料金（1kmごとに100円）を頂きます。

2. 利用料金

(1) 利用料金の内容

・ご利用料金及び加算料金については、「訪問リハビリテーション」「介護予防訪問リハビリテーション」の事業所別に作成しております。内容の詳細は、別添「利用料金表」をご参照ください。

(2) 利用料金の変更

・介護報酬改定の実施や経済状況等の著しい変化その他やむを得ない事由等により、利用料金を変更する場合があります。

(3) キャンセル料

・訪問日の朝9:00までにご連絡いただいた場合：キャンセル料は不要です。

・訪問日の朝9:00までにご連絡の無い場合：1提供当たりの料金の50%を請求させていただきます。

(但し、朝9:00以降でも、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません)

3. 事業サービス内容

①リハビリテーション計画の作成

・事業サービスの提供にあたっては、家庭での生活を継続するために立案された居宅サービス計画等に基づき、当事業所におけるリハビリテーション計画（リハビリテーション計画書）を作成します。

・当該計画の内容については、利用者・家族の要望や置かれた環境のほか利用者の心身の状況、病状等を踏まえつつ、利用者に関わる職種（担当者）間の協議内容や医師の診療方針に沿ったものとするように努めます。

・作成した計画については、利用者・家族に内容を説明のうえ同意を得ることとします。

② 機能訓練等

当事業所のリハビリテーション職員は、利用者の心身の状況や在宅環境等に合わせた以下の様な機能訓練やリハビリテーションを実施します。

・理学療法士…身体機能の維持・改善を図るための運動指導等

・作業療法士…在宅生活が再び送れるような作業を通じた支援等

・言語聴覚士…円滑なコミュニケーション・安全な食事などに向けた指導等

・上記のほか、必要に応じて個別のリハビリテーション計画を作成のうえ、その進捗状況を定期的に評価し、見直しを行います。

③相談・支援サービス

利用者及び家族からのご相談には誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うよ

うに努めます。

④その他

上記以外のサービスやその他詳細等については、当施設の支援相談員までお気軽にご相談ください。

4. 業務計画等の策定等

- ・当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずることとしています。
- ・当施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

5. 緊急時及び事故発生の対応

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、かかりつけ医又は事業所医師に連絡を行い、指示を求める等、必要な措置を講じます。
- ・当施設は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために、別に「事故発生の防止及び発生時対応の指針」を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備しています。また、サービス提供等に事故が発生した場合、速やかに関係各所に連絡を行うとともに、利用者に対し必要な措置を講じます。

6. 衛生管理

- ・感染症が発生し又は食中毒がまん延を防ぐために、別に「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。
- ・施設職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行っています。

7. ご意見及び苦情等の相談

当施設に関する利用者及びご家族からのご意見・苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、下記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、利用者及びご家族に説明いたします。また、ご意見箱において相談・苦情を申し出ることもできます。

(1) 苦情・相談受付窓口

相談室（支援相談員）

※常設相談受付窓口の対応等にご不満の場合は、施設管理者までお申し出ください。

(2) 問合せ先

TEL 0584-78-6050

(3) 受付時間

午前8:30～午後5:00

(4) ご意見箱の設置場所

北館1階エレベーターホール

(5) その他

当施設以外でも、次の相談窓口が用意されています。

①大垣市高齢福祉課（電話 0584-81-4111・代表）

②岐阜県国民健康保険団体連合会

介護・障害課苦情相談係（電話 058-275-9826）

③岐阜県運営適正化委員会（電話 058-278-5136）

8. 運営に関わる重要事項

適切な訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等の必要な措置を講じるものとします。